

諮問 第 7 6 号
環水土 第 1 3 6 号
平成 11 年 7 月 14 日

中央環境審議会会長
近藤 次郎 殿

環境庁長官
真 鍋 賢 二

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の設定等について（諮問）

標記について、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 1 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の設定等について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

近年、土壌中から高濃度のダイオキシン類が検出される事例が判明し、また、ダイオキシン類に対する社会的関心が高まっている。このような状況を踏まえ、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の設定等について意見を求めるものである。

中環審第159号
平成11年7月14日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 熊澤喜久雄 殿

中央環境審議会
会長 近藤次郎

ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準の設定等について（付議）

平成11年7月14日付け環水土第136号をもって、環境庁長官より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。